

北海道告示第10661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年12月19日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年8月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1. 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラザいちまる池田店
中川郡池田町字利別南町17番地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時50分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後10時まで
- (4) 変更する年月日
平成28年8月10日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
株式会社ネオウェーブ	代表取締役 下野 貴直	帯広市大通南23丁目19番地
有限会社加藤園芸	代表取締役 加藤 慶亮	帯広市川西町基線44番地48
未定		

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,056㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 85台
- (イ) 駐輪場の収容台数 18台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 51㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 25㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所（出入口2箇所、入口1箇所）
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2. 届出年月日

平成28年7月22日

3. 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成28年8月19日（金）から同年12月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで
- (4) その他
縦覧については、池田町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は池田町へ問い合わせること。